

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年10月28日

【発行者名】 HSBC マネジメント (ガーンジー) リミテッド
(HSBC Management (Guernsey) Limited)

【代表者の役職氏名】 ビジネス・マネジメント・ヘッド ケイト・チャールズ
(Kate Charles)

【本店の所在の場所】 チャネル諸島、GY1 3NF、ガーンジー、セント・ピーター・ポート、
セント・ジュリアンズ・アベニュー、アーノルド・ハウス
(Arnold House, St. Julian's Avenue, St. Peter Port, Guernsey
GY1 3NF, Channel Islands)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 中野春芽
弁護士 十枝美紀子

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 中野春芽
弁護士 十枝美紀子

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03 (6212) 8316

【届出の対象とした募集 (売出) 外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 HSBC オルタナティブ・ストラテジー・ファンド
(HSBC Alternative Strategy Fund)

【届出の対象とした募集 (売出) 外国投資信託受益証券の金額】 各クラス受益証券の上限額は、以下のとおりとする。

HSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンド
米ドル・クラス受益証券 5億アメリカ合衆国ドル
(491億8,000万円)

HSBC クレジット・マーケット・オポチュニティ・ファンド
米ドル・クラス受益証券 5億アメリカ合衆国ドル
(491億8,000万円)

ユーロ・クラス受益証券 5億ユーロ
(651億2,000万円)

(注) アメリカ合衆国ドル (以下「米ドル」という。) およびユーロの円貨換算は、便宜上、平成25年8月末日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客用電信売買相場の仲値 (1米ドル = 98.36円、 1ユーロ = 130.24円) による。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成24年10月31日に提出した有価証券届出書（平成25年1月31日付有価証券届出書の訂正届出書により訂正済。）の記載事項のうち、一部の事項に訂正の必要が生じたのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

2 【訂正の内容】

（注）下線の部分は訂正箇所を示します。

[次へ](#)

第一部 証券情報

(1) ファンドの名称

<訂正前>

HSBC オルタナティブ・ストラテジー・ファンド

(HSBC Alternative Strategy Fund)

(注) HSBC オルタナティブ・ストラテジー・ファンドは、サブ・ファンドとしてHSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンド、HSBC クレジット・マーケット・オポチュニティ・ファンド、HSBC ネクスト・ジェネレーション・ファンドおよびSOF リアライゼーション・ファンド(以下、個々にまたは総称して「ファンド」といい、文脈上、HSBC オルタナティブ・ストラテジー・ファンドのサブ・ファンドを「ファンド」ということがある。)で構成されているアンブレラ型ファンドである。

(後略)

<訂正後>

HSBC オルタナティブ・ストラテジー・ファンド

(HSBC Alternative Strategy Fund)

(注) HSBC オルタナティブ・ストラテジー・ファンドは、サブ・ファンドとしてHSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンド、HSBC クレジット・マーケット・オポチュニティ・ファンドおよびHSBC ネクスト・ジェネレーション・ファンド(以下、個々にまたは総称して「ファンド」といい、文脈上、HSBC オルタナティブ・ストラテジー・ファンドのサブ・ファンドを「ファンド」ということがある。)で構成されているアンブレラ型ファンドである。

(後略)

(2) 外国投資信託受益証券の形態等

<訂正前>

記名式無額面受益証券で、HSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンドについては、米ドル・クラス受益証券、ユーロ・クラス受益証券、インスティテューショナル・クラス受益証券(米ドル)、インスティテューショナル・クラス受益証券(ユーロ)およびインスティテューショナル・クラス受益証券(円)の5種類、HSBC クレジット・マーケット・オポチュニティ・ファンドについては、米ドル・クラス受益証券、ユーロ・クラス受益証券およびインスティテューショナル・クラス受益証券(米ドル)の3種類、HSBC ネクスト・ジェネレーション・ファンドについては、ファウンダー・クラス受益証券およびレストリクテッド・マンドート・クラス受益証券の2種類、SOF リアライゼーション・ファンドについては、米ドル・クラス受益証券の1種類とする(以下、各ファンドの各クラス受益証券を「ファンド証券」または「受益証券」という。)

(後略)

<訂正後>

記名式無額面受益証券で、HSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンドについては、米ドル・クラス受益証券、ユーロ・クラス受益証券、インスティテューショナル・クラス受益証券(米ドル)、インスティテューショナル・クラス受益証券(ユーロ)およびインスティテューショナル・クラス受益証券(円)の5種類、HSBC クレジット・マーケット・オポチュニティ・ファンドについては、米ドル・クラス受益証券、ユーロ・クラス受益証券、インスティテューショナル・クラス受益証券(米ドル)および米ドルRクラス受益証券の4種類、HSBC ネクスト・ジェネレーション・ファンドについては、ファウンダー・クラス受益証券およびレストリクテッド・マンドート・クラス受益証券、米ドル・クラス受益証券、ユーロ・クラス受益証券およびインスティテューショナル・クラス受益証券(米ドル)の5種類とする(以下、各ファンドの各クラス受益証券を「ファンド証券」または「受益証券」という。)

(後略)

[次へ](#)

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(1) ファンドの目的及び基本的性格

<訂正前>

ファンドの形態

HSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンド、HSBC クレジット・マーケット・オポチュニティ・ファンド、HSBC ネクスト・ジェネレーション・ファンドおよびSOF リアライゼーション・ファンドは、アンブレラ・ファンドであるHSBC オルタナティブ・ストラテジー・ファンドのサブ・ファンドである。

HSBC オルタナティブ・ストラテジー・ファンドは、平成19年2月8日付信託証書(補遺にて改訂済)により組成されたアンブレラ・ファンドとして設定されたガーンジーのユニット・トラスト・スキームである。

(中略)

HSBC オルタナティブ・ストラテジー・ファンドは、HSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンド、HSBC クレジット・マーケット・オポチュニティ・ファンド、HSBC ネクスト・ジェネレーション・ファンドおよびSOF リアライゼーション・ファンドの4つのファンドで構成されており、HSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンドについては5種類の受益証券、HSBC クレジット・マーケット・オポチュニティ・ファンドについては3種類、HSBC ネクスト・ジェネレーション・ファンドについては2種類、SOF リアライゼーション・ファンドについては1種類の受益証券が発行されている。HSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンドおよびHSBC クレジット・マーケット・オポチュニティ・ファンドの投資目的およびリスクの詳細については、別紙Aおよび別紙Bを参照のこと。

(後略)

<訂正後>

ファンドの形態

HSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンド、HSBC クレジット・マーケット・オポチュニティ・ファンド およびHSBC ネクスト・ジェネレーション・ファンドは、アンブレラ・ファンドであるHSBC オルタナティブ・ストラテジー・ファンドのサブ・ファンドである。

HSBC オルタナティブ・ストラテジー・ファンドは、平成19年2月8日付信託証書(補遺にて改訂済)により組成されたアンブレラ・ファンドとして設定されたガーンジーのユニット・トラスト・スキームである。

(中略)

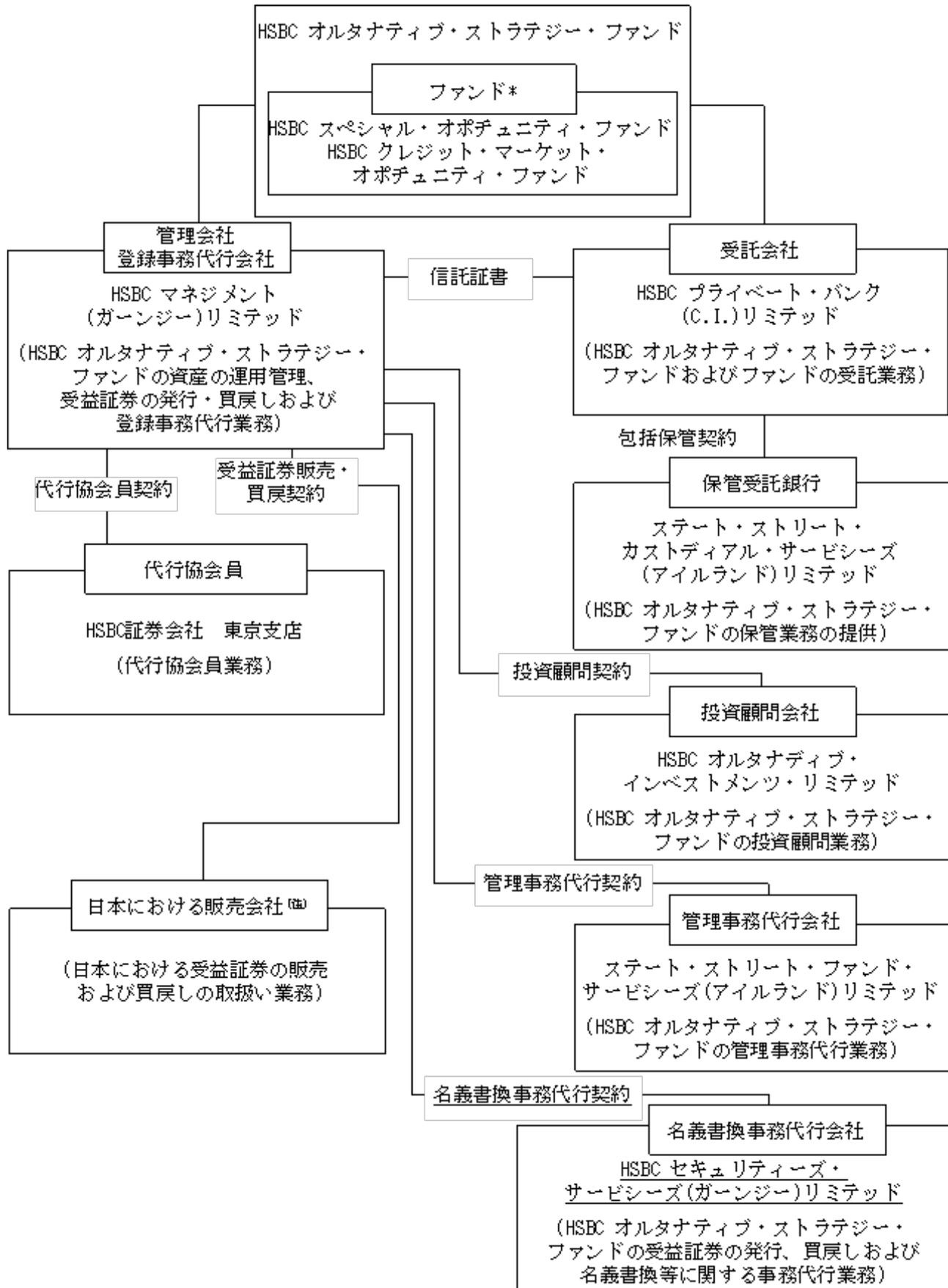
HSBC オルタナティブ・ストラテジー・ファンドは、HSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンド、HSBC クレジット・マーケット・オポチュニティ・ファンド およびHSBC ネクスト・ジェネレーション・ファンドの3つのファンドで構成されており、HSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンドについては5種類の受益証券、HSBC クレジット・マーケット・オポチュニティ・ファンドについては4種類、HSBC ネクスト・ジェネレーション・ファンドについては5種類の受益証券が発行されている。HSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンドおよびHSBC クレジット・マーケット・オポチュニティ・ファンドの投資目的およびリスクの詳細については、別紙Aおよび別紙Bを参照のこと。

(後略)

(3) ファンドの仕組み

<訂正前>

ファンドの仕組み



(注) 前記「第一部 証券情報(8) 申込取扱場所」を参照のこと。

(中略)

管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
(中略)		
ステート・ストリート・ファンド・サービスズ(アイルランド)リミテッド (State Street Fund Services (Ireland) Limited)	管理事務代行会社	管理会社とインベスターズ・ファンド・サービスズ(アイルランド)リミテッドとの間で平成13年1月12日付管理事務代行契約(注3)を締結(平成21年2月1日付の同契約にかかる更改契約に基づき、ステート・ストリート・ファンド・サービスズ(アイルランド)リミテッドが契約上の地位を承継。)。ファンドの管理事務代行業務について規定している。
<u>HSBCセキュリティーズ・サービスズ(ガーンジー)リミテッド</u> <u>(HSBC Securities Services (Guernsey) Ltd.)</u>	名義書換事務代行会社	<u>平成24年8月31日付名義書換事務代行契約(注4)を管理会社との間で締結。</u> ファンドの受益証券の発行、買戻しおよび名義書換等に関する事務代行業務について規定している。

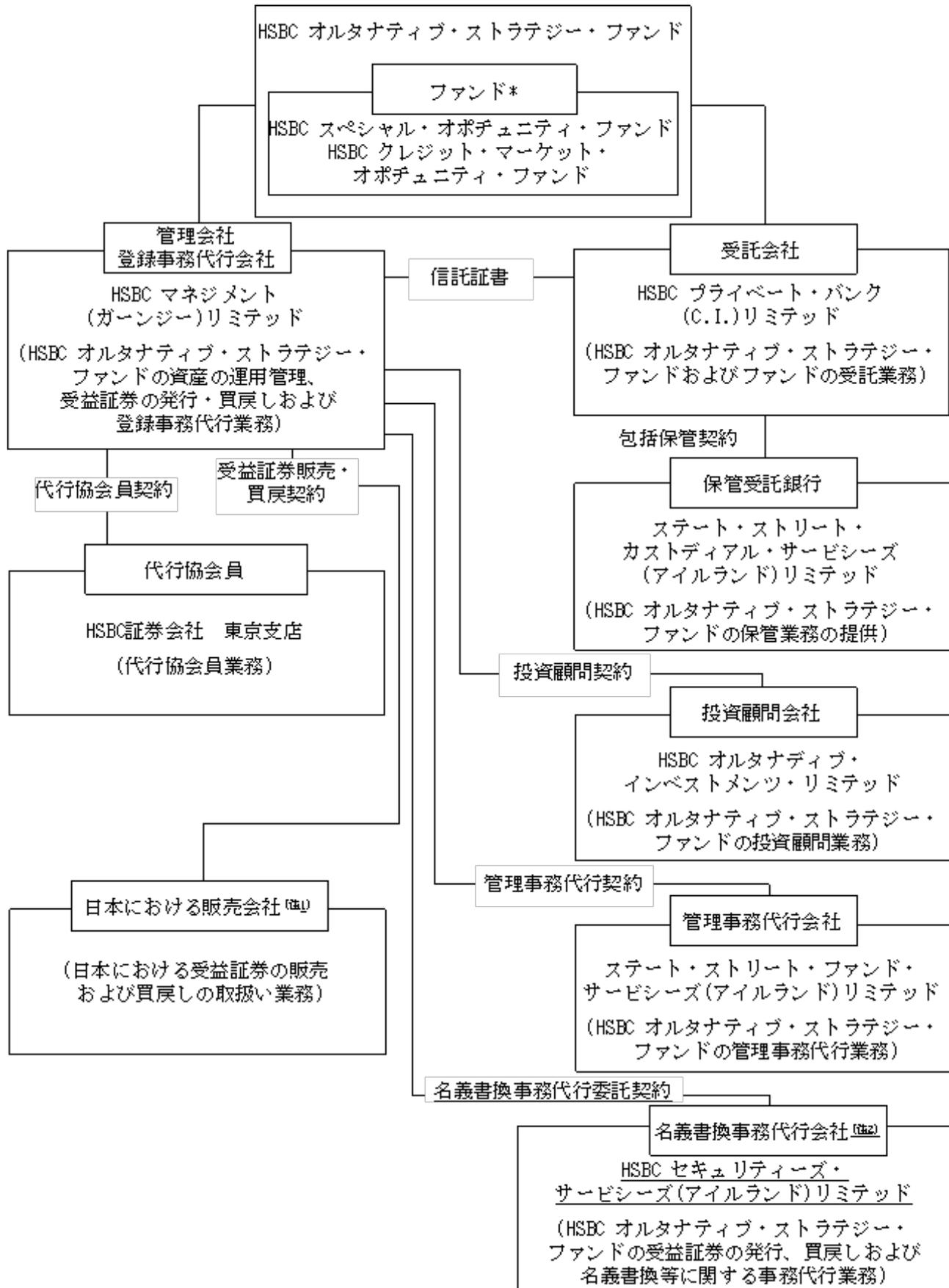
(中略)

(注4) 名義書換事務代行契約とは、管理会社によって任命された名義書換事務代行会社が、受益証券に関する全ての申込みおよび買戻請求の受領および手続等の名義書換事務代行業務を行うことを約する契約である。

(後略)

<訂正後>

ファンドの仕組み



(注1) 前記「第一部 証券情報(8) 申込取扱場所」を参照のこと。

(注2) 名義書換事務代行会社は、平成25年5月31日付で、HSBCセキュリティーズ・サービシーズ(ガーンジー)リミテッドからHSBCセキュリティーズ・サービシーズ(アイルランド)リミテッドに変更された。以下同じ。

(中略)

管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
(中略)		
ステート・ストリート・ファンド・サービスズ (アイルランド) リミテッド (State Street Fund Services (Ireland) Limited)	管理事務代行会社	管理会社とインベスターズ・ファンド・サービスズ (アイルランド) リミテッドとの間で平成13年 1 月12日付管理事務代行契約 (注 3) を締結 (平成21年 2 月 1 日付の同契約にかかる更改契約に基づき、ステート・ストリート・ファンド・サービスズ (アイルランド) リミテッドが契約上の地位を承継。)。ファンドの管理事務代行業務について規定している。
<u>HSBCセキュリティーズ・サービスズ (アイルランド) リミテッド</u> <u>(HSBC Securities Services (Ireland) Limited)</u>	名義書換事務代行会社	平成25年 5 月31日付で、管理会社は、受託会社の同意を得て、 <u>HSBCセキュリティーズ・サービスズ (アイルランド) リミテッド</u> を名義書換事務代行会社として、 <u>名義書換に関する事務代行業務を委託した。</u> <u>名義書換事務代行委託契約 (注 4) は、</u> ファンドの受益証券の発行、買戻しおよび名義書換等に関する事務代行業務について規定している。

(中略)

(注 4) 名義書換事務代行委託契約とは、管理会社によって任命された名義書換事務代行会社が、受益証券に関する全ての申込みおよび買戻請求の受領および手続等の名義書換事務代行業務を行うことを約する契約である。

(後略)

4 手数料等及び税金

(3) 管理報酬等

< 訂正前 >

() 管理報酬および投資顧問会社の報酬

管理会社は、ファンドの資産から支払われる管理報酬を受領することができる。管理報酬は、各評価時点に計算、計上され、これに関する計算は、365日で除した最終評価時点以降の経過日数で乗じた管理報酬料率と純資産価格とを乗じたものとする。ファンドの現行の管理報酬料率は、別紙Aおよび別紙B記載の通りである。

管理会社は、その絶対的裁量により、信託財産から支払われる管理報酬に関連して当該管理報酬の全額または一部を受益証券所有者または仲介者に対し割り戻すことができる。あるファンドが別のファンドまたは複数ファンドに投資する場合、管理会社は、管理報酬の二重請求が発生しないように当該取得持分に関し管理会社に生じるすべての報酬が払い戻されるよう確保する。

(後略)

< 訂正後 >

() 管理報酬および投資顧問会社の報酬

管理会社は、ファンドの資産から支払われる管理報酬を受領することができる。管理報酬は、各評価時点に計算、計上され、これに関する計算は、365日で除した最終評価時点以降の経過日数で乗じた管理報酬料率と純資産価格とを乗じたものとする。ファンドの現行の管理報酬料率は、別紙Aおよび別紙B記載の通りである。

HSBC クレジット・マーケット・オポチュニティ・ファンドの米ドルRクラス受益証券を除き、管理会社は、その絶対的裁量により、信託財産から支払われる管理報酬に関連して当該管理報酬の全額または一部を受益証券所有者または仲介者に対し割り戻すことができる。あるファンドが別のファンドまたは複数ファンドに投資する場合、管理会社は、管理報酬の二重請求が発生しないように当該取得持分に関し管理会社に生じるすべての報酬が払い戻されるよう確保する。

(後略)

第2 管理及び運営

1 申込（販売）手続等

（1）海外における販売手続等

<訂正前>

（前略）

マネー・ロンダリング規制

管理会社および名義書換事務代行会社は、受益証券申込みの受付および資金の受領に際してデュー・ディリジェンスを行うことを義務づける国内外の反マネー・ロンダリングおよびテロリズム金融防止規制（2007年ガーンジー刑事罰（犯罪収益）（金融サービス業）規則ならびに金融犯罪およびテロリスト金融に関するGFSCハンドブックを含むが、これに限られない。）に服する。かかる規制により、管理会社および/または名義書換事務代行会社は、国内外で調査を行い、その承知する調査結果および状況を報告することを要求されている。

名義書換事務代行会社は、受益証券の申込みを行う個人や法人の身元証明を要求する。したがって、受益証券の申込人は、初回の受益証券の申込みの際には必ず、申込書の関連の項目に記入し、必要な添付書類とともに提出しなければならない。

（中略）

契約証書

受益証券の価格が各取引日について関係評価時点現在で確定されてから2営業日以内に、販売会社は、場合に依り当該ファンドの受益証券の口数と種類、価格、支払われるべき対価総額または買戻し額、取引日の期日、賦課される当初手数料額、受益者名簿に記入される登録細目を記載した契約証書を、受益証券申込者または当該日に受益証券を買い戻す所有者に対し送付させる。

受益証券の申込み

取引日にファンドの受益証券が発行される前に、名義書換事務代行会社は、当該取引日の午後5時（ガーンジー時間）までに申込書を受領することを要する（HSBCスペシャル・オポチュニティ・ファンドについては、3月、6月、9月および12月の最終営業日の10営業日前までに、HSBCクレジット・マーケット・オポチュニティ・ファンドについては、毎暦月の最終営業日の5営業日前までに申込みの指図が受領されなければならない。）。

（中略）

ファンドの基準通貨以外の通貨で受領した申込金は、管理会社の裁量により決定される換算レートにより、管理会社または指定の代理人によって必要とされる通貨に換算される。受益証券は記名式であるため、受益証券の所有に係る券面は発行されない。端数の受益証券は小数第2位まで発行される。買付金から当初手数料（もしあれば）の控除後、名義書換事務代行会社は、得られた金額を当該受益証券の発行価格で除して発行される受益証券口数を決定する。

情報保護

投資者は、ファンドへの投資に合意することにより、管理会社および名義書換事務代行会社が2001年ガーンジー情報保護法（以下「情報保護法」という。）および関連する会社法令に従いファンドに対する投資者の権利を適正に記録し、現在価値およびファンド書類の変更を含むファンドへの投資に関する事項について受益者に助言するため個人情報を保有し処理できること、ならびに管理会社および名義書換事務代行会社がその義務を履行し規制上の要件を遵守するため以下の事項を行うことができることを了解し、受諾する。

（中略）

（d）当該者がガーンジーまたは欧州経済地域外の者である場合にもかかわらず、処理のため受託会社および登録機関に制限なく当該個人情報を提供すること。

（e）管理会社、名義書換事務代行会社および/または投資顧問会社（ガーンジーまたは欧州経済地域外のこれらの会社を含む。）と同じグループに属し、自社のサービスを投資者に販売する営業目的で当該情報の利用を希望する他の会社に電子通信の方法等で個人情報を移転すること。

（f）管理会社または名義書換事務代行会社のそれぞれの内部管理事務のため投資者の個人情報を処理すること。

受益証券の譲渡

（後略）

<訂正後>

（前略）

マネー・ロンダリング規制

管理会社および名義書換事務代行会社は、受益証券申込みの受付および資金の受領に際してデュー・ディリジェンスを行うことを義務づける国内外の反マネー・ロンダリングおよびテロリズム防止規則（管理会社の場合には2007年ガーンジー刑事罰（犯罪収益）（金融サービス業）規則ならびに金融犯罪およびテロリスト金融に関するGFSCハンドブック、名義書換事務代行会社の場合には2010年アイルランド刑事罰（マネーロンダリングおよびテロリスト金融）規則（改正済）を含むが、これに限られない。）（以下「適用あるAML法」という。）に服する。適用あるAML法により、管理会社および/または名義書換事務代行会社は、国内外で調査を行い、その承知する調査結果および状況を報告することを要求されている。

名義書換事務代行会社は、受益証券の申込みを行う個人や法人の身元、住所および資金源の証明を要求する。したがって、受益証券の申込人は、初回の受益証券の申込みの際には必ず、申込書の関連の項目に記入し、必要な添付書類とともに提出しなければならない。

（中略）

契約証書

受益証券の価格が各取引日について関係評価時点現在で確定されてから2営業日以内に、名義書換事務代行会社は、場合に応じ当該ファンドの受益証券の口数と種類、価格、支払われるべき対価総額または買戻し額、取引日の期日、賦課される当初手数料額、受益者名簿に記入される登録細目を記載した契約証書を、受益証券申込者または当該日に受益証券を買い戻す所有者に対し送付する。

受益証券の申込み

取引日にファンドの受益証券が発行される前に、名義書換事務代行会社は、当該取引日の午後5時（ガーンジー時間）までに申込書を受領することを要する（HSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンドについては、3月、6月、9月および12月の最終営業日の10営業日前までに、HSBC クレジット・マーケット・オポチュニティ・ファンドについては、毎暦月の最終営業日の5営業日前までに申込みの指図が受領されなければならない。）。管理会社は、その絶対的裁量により、ファンドの受益証券のいかなる申込みについても受諾することができる。

（中略）

ファンドの基準通貨以外の通貨で受領した申込金は、管理会社の裁量により決定される換算レートにより、管理会社または指定の代理人によって必要とされる通貨に換算される。受益証券は記名式であるため、受益証券の所有に係る券面は発行されない。端数の受益証券は小数第2位まで発行される。買付金から当初手数料（もしあれば）の控除後、名義書換事務代行会社は、得られた金額を当該受益証券の発行価格で除して発行される受益証券口数を決定する。

当初申込み後、継続申込みは、（書面により事前に名義書換事務代行会社が同意した様式または方法により、また名義書換事務代行会社の要求に従って）電子的に受諾することもできる。

情報保護

投資者は、自身のためまたは実質上の所有者のために、ファンドへの投資に同意することにより、管理会社が2001年ガーンジー情報保護法（以下「情報保護法」という。）および関連する会社法令に従いファンドに対する投資者の権利を適正に記録し、現在価値およびファンド書類の変更を含むファンドへの投資に関する事項について受益者に助言するため個人情報保有し処理できること、および管理会社はその義務を履行し規制上の要件を遵守するため以下の事項を行うことができることを了解し、受諾する。

（中略）

(d) 当該者がガーンジーまたは欧州経済地域外の者である場合にもかかわらず、処理のため受託会社および登録機関に制限なく当該個人情報を提供すること。

(e) 管理会社の内部管理事務のため投資者の個人情報を処理すること。

更に、投資者は、ファンドへの投資に同意することにより、自身のためおよび実質上の所有者のために、アイルランドの1988年 - 2003年の情報保護法に従って、(ファンドに代わる情報処理者としての名義書換事務代行会社が個人情報処理することを了解し、受諾する。投資者の情報は、ファンドの名義書換事務代行会社がその業務を遂行するため、また、会社法、反マネー・ロンダリングおよびテロリスト資金調達防止規制に基づく義務を含む、法的義務を遵守するために処理される。名義書換事務代行会社は、法律上または規制上の理由により必要な場合、投資者の情報を第三者に開示する。これには、監査人、(EU預金利子指令に基づく)アイルランド税務当局、アイルランド中央銀行などの第三者への開示が含まれる。投資者は、ファンドへの投資に同意することにより、情報確認を目的とする名義書換事務代行会社との通話の録音、個人情報を前記のとおりまた管理会社に開示すること、必要な場合または管理会社もしくは名義書換事務代行会社の正当な利益のため、名義書換事務代行会社および/または管理会社のグループ会社(アイルランドと同様の情報保護法を有していない場合もある欧州経済領域以外の国に所在する会社を含み、名義書換事務代行会社および管理会社は、かかる個人情報をマーケティング目的で開示または利用する権限を有していないものと理解される。)への情報開示を含む、個人情報の処理に同意する。

受益証券の譲渡

(後略)

2 買戻し手続等

(1) 海外における買戻し手続等

<訂正前>

(前略)

買戻し手続

(中略)

ファンドの純資産価格の計算が停止されている期間には買戻代金の支払は行われない。

遅延した申込みおよび買戻請求の受理

ファンドについて、管理会社は、絶対的な裁量により、前記の締切時間の後で、関連する取引日である評価時点より前に受け取った購入申込みおよび買戻請求を受諾することができる。

(中略)

買戻代金支払に関する必要な指示

全受益者は、買戻代金の払込先の銀行口座を指定するよう勧められ、これを行う機能が申込書に記載されている。買戻代金の払込先の銀行口座を変更する名義書換事務代行会社への指示またはその他何らかの方法で支払を行うようにとの名義書換事務代行会社への別途の指示は、共同受益者の場合は全受益者が署名した書面により受領されなければならない。ファクシミリまたはテレックスによる指示では不十分である。名義書換事務代行会社が買戻代金の支払場所または方法に関して指示を受け取っていない場合、名義書換事務代行会社は、当該受益者を受取人とする小切手または銀行為替手形により当該代金の支払を行えるよう手配し、当該受益者のリスク負担で名簿上の当該所有者の住所宛に普通郵便で送付する。共同受益者の場合は、かかる小切手は全受益者に対して支払われ、全受益者中の最初の記名者の住所宛で送付される。

取引日に買い戻されるファンドの受益証券口数の制限

(後略)

<訂正後>

(前略)

買戻し手続

(中略)

ファンドの純資産価格の計算が停止されている期間には買戻代金の支払は行われない。

買戻請求もまた、(書面により事前に名義書換事務代行会社が同意した様式または方法により)名義書換事務代行会社の要求に従って、電子的に受諾することができる。ファクシミリまたは電子的に送信された買戻請求は、支払が登録口座へ行われる場合のみ処理することができる。

遅延した申込みおよび買戻請求の受理

ファンドについて、管理会社は、絶対的な裁量により、前記の締切時間の後で、関連する取引日である評価時点より前に受け取った購入申込みおよび買戻請求を受諾することができる。

(中略)

買戻代金支払に関する必要な指示

全受益者は、買戻代金の払込先の銀行口座を指定するよう勧められ、これを行う機能が申込書に記載されている。買戻代金の払込先の銀行口座を変更する名義書換事務代行会社への指示またはその他何らかの方法で支払を行うようにとの名義書換事務代行会社への別途の指示は、共同受益者の場合は全受益者が署名した書面により受領されなければならない。ファクシミリまたはテレックスによる指示では不十分である。

取引日に買い戻されるファンドの受益証券口数の制限

(後略)

4 資産管理等の概要

(5) その他

< 訂正前 >

(前略)

(八) 関係法人との契約の更改等に関する手続

(中略)

名義書換事務代行契約

名義書換事務代行契約は、修正または補足が必要となる場合には、随時、名義書換事務代行会社および管理会社の間の書面による合意により行われる。

同契約は、業務開始日から2暦月目の応答日以前には、一方の当事者が他方当事者に終了の旨を2か月前に通知した場合、またそれ以降には、一方の当事者が他方当事者に契約終了の旨を6か月前に通知した場合や、当事者双方の早期終了の合意がある場合等には、終了させることができる。

同契約は、ガーンジー法に準拠し、同法に従って解釈される。

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

(八) 関係法人との契約の更改等に関する手続

(中略)

名義書換事務代行委託契約

名義書換事務代行委託契約は、一方の当事者が他方当事者に契約終了の旨を6か月前に通知した場合や、当事者双方の早期終了の合意がある場合等には、終了させることができる。

同契約は、ガーンジー法に準拠し、同法に従って解釈される。

(後略)

第 4 外国投資信託受益証券事務の概要

< 訂正前 >

(イ) 受益証券の名義書換

HSBC オルタナティブ・ストラテジー・ファンドの記名式証券の名義書換機関は次の通りである。

取扱機関 HSBC セキュリティーズ・サービシーズ (ガーンジー) リミテッド

取扱場所 チャンネル諸島、GY1 3NF、ガーンジー、セント・ピーター・ポート、セント・ジュリアンズ・ア
ベニュー、アーノルド・ハウス

(後略)

< 訂正後 >

(イ) 受益証券の名義書換

HSBC オルタナティブ・ストラテジー・ファンドの記名式証券の名義書換機関は次の通りである。

取扱機関 HSBC セキュリティーズ・サービシーズ (アイルランド) リミテッド

取扱場所 アイルランド、ダブリン 2 , グランド・カナル・ハーバー、グランド・カナル・スクエア 1 番

(後略)

[次へ](#)

第三部 特別情報

第1 管理会社の概況

2 事業の内容及び営業の概況

<訂正前>

管理会社は、ファンドおよび受益者のために、証券の売買および申込みならびにファンド資産に直接または間接的に属する権利の行使を含む管理・運用業務を行う。

管理会社は、HSBC オルタナティブ・インベストメンツ・リミテッドに投資助言サービスの提供を委託している。また、管理会社は、管理事務代行会社であるステート・ストリート・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッドにファンドの管理事務代行業務を委託している。また、管理会社は、HSBCセキュリティーズ・サービシーズ（ガーンジー）リミテッドにファンドの受益証券の発行、買戻しおよび名義書換等に関する事務代行業務を委託している。受託会社は、保管受託銀行であるステート・ストリート・カストディアル・サービシーズ（アイルランド）リミテッドにファンドの資産の受託保管を委託している。

（後略）

<訂正後>

管理会社は、ファンドおよび受益者のために、証券の売買および申込みならびにファンド資産に直接または間接的に属する権利の行使を含む管理・運用業務を行う。

管理会社は、HSBC オルタナティブ・インベストメンツ・リミテッドに投資助言サービスの提供を委託している。また、管理会社は、管理事務代行会社であるステート・ストリート・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッドにファンドの管理事務代行業務を委託している。また、管理会社は、HSBCセキュリティーズ・サービシーズ（アイルランド）リミテッドにファンドの受益証券の発行、買戻しおよび名義書換等に関する事務代行業務を委託している。受託会社は、保管受託銀行であるステート・ストリート・カストディアル・サービシーズ（アイルランド）リミテッドにファンドの資産の受託保管を委託している。

（後略）

[次へ](#)

第2 その他の関係法人の概況

1 名称、資本金の額及び事業の内容

<訂正前>

（前略）

（5）HSBCセキュリティーズ・サービスズ（ガーンジー）リミテッド（「名義書換事務代行会社」）

（HSBC Securities Services (Guernsey) Ltd.）

資本金の額

平成24年8月末日現在、8,685千スターリング・ポンド（約10億7,798万円）

事業の内容

名義書換事務代行会社は、オルタナティブ投資戦略を追求する様々な集団投資スキームに対して、ファンドの会計業務、評価業務、名義書換事務代行業務およびカンパニーセクレタリアル業務を提供するファンド管理事務業務会社として、ガーンジーで設立され、運営しており、現在の管理事務業務対象資産は、総額約110億米ドルである。同社は、HSBCグループの全額出資子会社であり、ガーンジー金融サービス委員会より免許を付与され、同委員会の規制を受けている。

（後略）

<訂正後>

（前略）

（5）HSBCセキュリティーズ・サービスズ（アイルランド）リミテッド（「名義書換事務代行会社」）

（HSBC Securities Services (Ireland) Limited）

資本金の額

平成25年8月末日現在、1,000,005米ドル（約9,836万円）

事業の内容

HSBCセキュリティーズ・サービスズ（アイルランド）リミテッドは、平成3年11月29日にアイルランドで設立された非公開有限責任会社であり、最終的にはHSBCホールディングス・ピーエルシーの全額出資子会社である。HSBCホールディングス・ピーエルシーは、英国で設立された公開会社で、平成25年6月30日現在、約2兆6,450億米ドルの総資産を有している。

（後略）

2 関係業務の概要

<訂正前>

（前略）

（5）HSBCセキュリティーズ・サービスズ（ガーンジー）リミテッド（「名義書換事務代行会社」）

（HSBC Securities Services (Guernsey) Ltd.）

ファンドの受益証券の発行、買戻しおよび名義書換等に関する事務代行業務を行う。

（後略）

<訂正後>

（前略）

（5）HSBCセキュリティーズ・サービスズ（アイルランド）リミテッド（「名義書換事務代行会社」）

（HSBC Securities Services (Ireland) Limited）

ファンドの受益証券の発行、買戻しおよび名義書換等に関する事務代行業務を行う。

（後略）

3 資本関係

<訂正前>

管理会社およびHSBC オルタナティブ・インベストメント・リミテッドは、HSBC インベストメント・ホールディングス (ガーンジー) リミテッドの全額出資会社である。受託会社は、HSBC プライベート・バンキング・ホールディングス (スイス) エス・エイの全額出資会社である。HSBC インベストメント・ホールディングス (ガーンジー) リミテッド、HSBC プライベート・バンキング・ホールディングス (スイス) エス・エイ、HSBC セキュリティーズ・サービシーズ (ガーンジー) リミテッドおよびHSBCアセット・マネジメント・リミテッドの最終的な親会社は、HSBCホールディングス・ピーエルシーである。

<訂正後>

管理会社およびHSBC オルタナティブ・インベストメント・リミテッドは、HSBC インベストメント・ホールディングス (ガーンジー) リミテッドの全額出資会社である。受託会社は、HSBC プライベート・バンキング・ホールディングス (スイス) エス・エイの全額出資会社である。HSBC インベストメント・ホールディングス (ガーンジー) リミテッド、HSBC プライベート・バンキング・ホールディングス (スイス) エス・エイ、HSBC セキュリティーズ・サービシーズ (アイルランド) リミテッドおよびHSBCアセット・マネジメント・リミテッドの最終的な親会社は、HSBCホールディングス・ピーエルシーである。

[次へ](#)

別紙A

ファンド概要

HSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンド

- 米ドル・クラス

<訂正前>

(前略)

5 投資顧問会社

ファンドの投資顧問会社は、英国において設立された有限責任会社であり、投資委託業務の遂行につき英国金融庁による認可および規制を受け、ロンドンSW1A 1JB、セント・ジェームズ通り78番に本店を有するHSBC オルタナティブ・インベストメンツ・リミテッドである。

(中略)

8 借入制限

ファンドは、下記の場合、その純資産総額の合計25%までの借入れを行うことができる。

() 売買取引時の決済日不一致のため生じる現金不足をカバーするために、および買戻資金調達のために3か月間を上限とする期間

() 投資先ファンドへの追加投資を行う投資目的で、ファンドの純資産総額の最大10%

9 買戻し制限

(後略)

<訂正後>

(前略)

5 投資顧問会社

ファンドの投資顧問会社は、英国において設立された有限責任会社であり、投資委託業務の遂行につき英国金融行動監視機構による認可および規制を受け、ロンドンSW1A 1JB、セント・ジェームズ通り78番に本店を有するHSBC オルタナティブ・インベストメンツ・リミテッドである。

(中略)

8 借入制限

ファンドは、以下の場合、その純資産総額の合計25%までの借入れを行うことができる。

() (a) 投資先ファンドの売買取引時の決済日不一致のため生じる現金不足をカバーするために1か月間を上限とする期間、および(b) 受益者による買戻資金調達のために3か月間を上限とする期間の借入れを行う場合(いずれの場合も、ファンドに関連する通貨ヘッジのキャッシュ・フローを含む。)。

() 投資目的上、投資先ファンドへの追加投資を行うため、ファンドの純資産総額の10%を上限として借入れを行う場合。

9 買戻し制限

(後略)

別紙B

ファンド概要

HSBC クレジット・マーケット・オポチュニティ・ファンド

- 米ドル・クラスおよびユーロ・クラス

<訂正前>

(前略)

5 投資顧問会社

ファンドの投資顧問会社は、英国において設立された有限責任会社であり、投資委託業務の遂行につき英国金融庁による認可および規制を受け、ロンドンSW1A 1JB、セント・ジェームズ通り78番に本店を有するHSBC オルタナティブ・インベストメンツ・リミテッドである。

(中略)

6 投資制限

(中略)

- () 各暦四半期の最終営業日において、ファンドの純資産総額の最低15%は、3か月以内買戻資金として利用可能である。ファンドは、ファンドの純資産総額の30%を超えて、受益証券または投資証券が証券取引所に上場されておらず、公開の規制ある市場において取引されていないクローズド・エンド型投資先ファンドに投資してはならない。

(中略)

8 借入制限

ファンドは、下記の場合、その純資産総額の合計25%を上限として借入れを行うことができる。

- () 売買取引時の決済日不一致のため生じる現金不足をカバーするために、および買戻資金調達のために6か月間を上限とする期間
- () 投資先ファンドへの追加投資を行う投資目的で、ファンドの純資産総額の最大10%

9 買戻し制限

(後略)

<訂正後>

(前略)

5 投資顧問会社

ファンドの投資顧問会社は、英国において設立された有限責任会社であり、投資委託業務の遂行につき英国金融行動監視機構による認可および規制を受け、ロンドンSW1A 1JB、セント・ジェームズ通り78番に本店を有するHSBC オルタナティブ・インベストメンツ・リミテッドである。

(中略)

6 投資制限

(中略)

- () 各評価時点において、ファンドの純資産総額の最低15%は、四半期毎またはそれ以上の頻度で取引される投資先ファンドにより保有される。ファンドは、ファンドの純資産総額の30%を超えて、受益証券または投資証券が証券取引所に上場されておらず、公開の規制ある市場において取引されていないクローズド・エンド型投資先ファンドに投資してはならない。

(中略)

8 借入制限

ファンドは、以下の場合、その純資産総額の合計25%を上限として借入れを行うことができる。

- () 投資先ファンドの売買取引時の決済日不一致のため生じる現金不足をカバーするために、または受益者による買戻資金調達のために(いずれの場合も、ファンドに関連する通貨ヘッジのキャッシュ・フローを含む。) 6か月間を上限とする期間の借入れを行う場合。

() 投資目的上、投資先ファンドへの追加投資を行うファンドの純資産総額の10%を上限として借入れを行う
場合。

9 買戻し制限

(後略)

別紙C
定義

<訂正前>

別途定義されていない本書中の用語は、文脈上必要な場合、信託証書において当該用語に付された意味を有するものとし、またこれを条件として、以下の用語および語句は下記の通りの意味を有する。

「承認銀行」	管理会社により承認された銀行をいう。通常、かかる承認手続は、HSBCグループの銀行が他の銀行について貸借対照表上の資産の借入人として信用枠を決定する際に用いる手続と同様である。
「本公司」	ファンドに関して、当該ファンドの投資資産の保有という特定目的のために設立された完全所有子会社をいう。 (中略)
「投資適格」	スタンダード・アンド・プアーズによりBBB格以上またはいずれかの公認の信用格付機関により同等の格付を付与された銘柄をいう。
「名義書換事務代行会社」	<u>HSBCセキュリティーズ・サービスズ(ガーンジー)リミテッド</u> をいう。
「信託証書」	HSBC オルタナティブ・ストラテジー・ファンドの名称でアンブレラ型ユニット・トラストを設定するための平成19年2月8日付信託証書をいう。 (後略)

<訂正後>

別途定義されていない本書中の用語は、文脈上必要な場合、信託証書において当該用語に付された意味を有するものとし、またこれを条件として、以下の用語および語句は下記の通りの意味を有する。

「承認銀行」	管理会社により承認された銀行をいう。通常、かかる承認手続は、HSBCグループの銀行が他の銀行について貸借対照表上の資産の借入人として信用枠を決定する際に用いる手続と同様である。
「 <u>営業日</u> 」	<u>ガーンジーまたはロンドンにおいて、通常営業日として扱われる日をいう。</u>
「 <u>クラスB規則</u> 」	<u>1987年法に基づき委員会が発行した1990年集団投資スキーム(クラスB)規則をいう。</u>
「 <u>委員会</u> 」	<u>ガーンジー金融サービス委員会をいう。</u>
「本公司」	ファンドに関して、当該ファンドの投資資産の保有という特定目的のために設立された完全所有子会社をいう。 (中略)
「投資適格」	スタンダード・アンド・プアーズによりBBB格以上またはいずれかの公認の信用格付機関により同等の格付を付与された銘柄をいう。
「 <u>1987年法</u> 」	<u>1987年ガーンジー投資者保護法をいう。</u>

- 「名義書換事務代行会社」 管理会社が受託会社の同意を得て名義書換に関する事務代行業務を委託した HSBCセキュリティーズ・サービスズ (アイルランド) リミテッドをいう。
- 「信託証書」 HSBC オルタナティブ・ストラテジー・ファンドの名称でアンブレラ型ユニット・トラストを設定するための平成19年2月8日付信託証書をいう。
(後略)